

介護保険 サービスガイド

目次

I 在宅で利用できるサービス	1
II 介護保険施設に入所するサービス	16
III 地域密着型サービス	18
IV 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)	24

<p>介護保険のサービスを利用する場合は、市役所にて要介護認定の申請を行い、認定を受ける必要があります。居宅介護支援事業者や入所施設に申請の代行を依頼することもできます。</p> <p>認定の更新申請は、有効期間満了の60日前から行うことができます。早めに提出しましょう。</p> <p>また、介護度が変わったと思われる場合は、区分変更の申請を行うことができます。</p> <p>※総合事業の対象者は要支援1の限度額を原則とします。</p>	区分支給限度額基準 (在宅でサービスを受ける場合の限度額)	
	介護度区分	限度額(月)
	要支援1 ※	50,320円
	要支援2	105,310円
	要介護1	167,650円
	要介護2	197,050円
	要介護3	270,480円
	要介護4	309,380円
	要介護5	362,170円

- 限度額を超えた分は、全額自己負担となります。
- 利用者は、サービス費の1割(一定の所得がある方は所得に応じて2割または3割)負担となります。
(各ページ記載のサービス料金のめやすは、基本的な費用の1割を表示しています。)

令和8年4月1日改訂

*** お問い合わせ先 ***
十日町市 市民福祉部 福祉課
TEL(025)757-3111(代表)

I 居宅で利用できるサービス

●訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、清掃、洗濯などの生活援助を受けられます。

通院などを目的とした、乗降介助(介護タクシー)も利用できます。

サービス料金(利用者負担額)のめやす

身体介護(20分未満)	163円
身体介護(20分以上30分未満)	244円
身体介護(30分以上1時間未満)	387円
身体介護(1時間以上)	567円
生活援助(20分以上45分未満)	179円
生活援助(45分以上)	220円
通院のための乗降介助(1回につき)	97円

※ 早朝、夜間、深夜などは加算があります。

※ 移送にかかる費用は別途自己負担になります。

要支援1・2の人

平成30年4月より介護予防サービスで提供されていた「介護予防訪問介護」は「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」で提供されます。詳しくは24～26ページをご覧ください。

	事業所名	所在地・連絡先
十日町	ヘルパーセンターコロネットとおかまち	〒948-0064 十日町市高田町2丁目279-21 TEL025-755-8330 FAX025-750-5870
	十日町市社会福祉協議会 十日町訪問介護事業所	〒948-0082 十日町市本町2丁目226-1 TEL025-750-5012 FAX025-752-7020
	老人デイサービスセンターやまびこ	〒948-0051 十日町市寿町1丁目1-12 TEL025-750-1517 FAX025-750-1600
	十交介護センター	〒948-0082 十日町市本町2丁目220 TEL025-752-3146 FAX025-752-6238
	十日町タクシー介護事業部	〒948-0083 十日町市本町1丁目下285-1 TEL025-752-3184 FAX025-752-0214

地域	事業所名	所在地・連絡先
十日町	ヘルパーステーションなえば	〒948-0006 十日町市四日町 1332 番地 TEL025-752-7295 FAX025-752-7296
	ソラコ	〒949-0000 十日町市新座甲 620 番地 5 号 2 階 TEL025-755-8071 FAX025-755-8072
川西	ヘルパーステーション十日町	〒948-0143 十日町市山野田 370-1 TEL025-755-5971 FAX025-755-5972
松代	ほのぼの園ヘルパーステーション	〒942-1526 十日町市松代 3559-6 TEL025-597-2390 FAX025-595-6017
松之山	十日町市社会福祉協議会 松之山訪問介護事業所	〒942-1406 十日町市松之山 1596-1 TEL025-596-3705 FAX025-596-3735
津南町	津南町在宅介護支援センター	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682-3 TEL025-765-4858 FAX025-765-3703

●訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で自宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を受けられます。

サービス料金(利用者負担額)のめやす

要介護1～5 (1回あたり)	1,266円
要支援1・2 (1回あたり)	856円

地域	事業所名	所在地・連絡先
十日町	十日町市社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所	〒948-0082 十日町市本町2丁目226-1 TEL025-750-5012 FAX025-752-7020

●訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師が必要と認めた場合は、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、リハビリテーションを受けられます。

サービス料金(利用者負担額)のめやす

要支援1・2、要介護1～5 (1回あたり)	298円
-----------------------	------

※1回あたり時間のめやすは20分です。

40分以上サービスを受ける場合は、時間に応じて複数回分の料金がかかります。

また、サービス利用回数は1週間に6回が限度です。

地域	事業所名	所在地・連絡先
十日町	メディカルフォレスト 十日町中央クリニック	〒948-0093 十日町市稲荷町3丁目南1番9 TEL025-761-7606 FAX025-761-7616
中里	上村診療所	〒949-8407 十日町市田中口468番地1 TEL025-763-2111(内)246 FAX025-763-2870

※表の訪問リハビリテーションの他に、指定を受けている医療機関もあります。

●訪問看護・介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人は、医師が必要と認めた場合には、看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を受けられます。

①要介護1～5の人

サービス料金(利用者負担額)のめやす

訪問看護ステーションからの訪問(30分未満の場合)	471円
病院または診療所からの訪問(30分未満の場合)	399円

②要支援1・2の人

サービス料金(利用者負担額)のめやす(月単位の定額)

訪問看護ステーションからの訪問(30分未満の場合)	451円
病院または診療所からの訪問(30分未満の場合)	382円

地域	事業所名	所在地・連絡先
十日町	あい訪問看護ステーション	〒948-0078 十日町市千代田町 1-6 TEL025-761-7871 FAX025-761-7873
	(株)訪問看護ステーションリーフ	〒948-0076 十日町市住吉町 109 TEL025-761-7596 FAX025-761-7597
	十日町市訪問看護ステーションおむすび	〒948-0065 十日町市高田町 3 丁目南 442 番地 医療福祉総合センター内 TEL025-750-7171 FAX025-757-3414
津南町	津南町訪問看護ステーション (中里地域のみ)	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682 TEL025-755-5141 FAX025-755-5277

※表の訪問看護ステーションの他に、指定を受けている医療機関もあります。

●通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活の支援や、生活機能向上のための支援を日帰りで受けられます。

サービス料金(利用者負担額)のめやす

(通常規模の事業所の場合、7時間以上8時間未満、送迎を含む)

要介護1	658円	要介護4	1,023円
要介護2	777円	要介護5	1,148円
要介護3	900円		

要支援1・2の人

平成30年4月より介護予防サービスで提供されていた「介護予防通所介護」は「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」で提供されます。詳しくは27～28ページをご覧ください。

地域	事業所名	定員	所在地・連絡先
十日町	デイサービスセンター三好園	30	〒949-8603 十日町市下条4丁目183-2 TEL025-755-7021 FAX025-755-7022
	デイサービスセンター 三好園しんざ	30	〒948-0003 十日町市新座甲609-2 TEL025-752-7670 FAX025-752-7672
	デイサービスセンターよした	30	〒948-0106 十日町市南鏡坂446-1 TEL025-761-7182 FAX025-757-8660
	老人デイサービスセンター やまびこ	35	〒948-0051 十日町市寿町2丁目1-1 TEL025-755-5322 FAX025-755-5120
	健康倶楽部十日町老人デイサービスセンター	35	〒948-0006 十日町市四日町1332 TEL025-752-7295 FAX025-752-7296
	デイサービスセンター まほろばの里川治	30	〒948-0036 十日町市川治4525 TEL025-761-7333 FAX025-752-7811
	老人デイサービスセンター つまりの里	30	〒949-8525 十日町市新宮乙195-3 TEL025-758-2050 FAX025-758-2861

地域	事業所名	定員	所在地・連絡先
十日町	デイサービスセンター アップルつまり	27	〒948-0082 十日町市本町 2 丁目 4-1 TEL025-755-5087 FAX025-755-5127
	まちトレ十日町	35	〒948-0067 十日町市千歳町 3-5-9 TEL025-750-5850 FAX025-750-5851
	デイサービス きたえる一む十日町	25	〒949-8614 十日町市中条丙 982-3 TEL025-755-5351 FAX025-755-5352
川西	デイサービスセンター ファミリー川西	38	〒948-0136 十日町市高原田 278-1 TEL025-768-3765 FAX025-768-4865
	健康倶楽部たちばな 老人デイサービスセンター (※R8年6月30日まで休止)	25	〒948-0302 十日町市仁田 2311-4 TEL025-768-4877 FAX025-768-4878
中里	デイサービスセンターしちかわ	35	〒949-8407 十日町市田中戊 619-3 TEL025-763-4523 FAX025-763-4520
松代	デイサービスセンター ほのぼの園	45	〒942-1526 十日町市松代 3559-6 TEL025-597-2390 FAX025-595-6017
松之山	不老閣デイサービスセンター	30	〒942-1406 十日町市松之山 1028-8 TEL025-596-3366 FAX025-596-3234
津南町	津南町高齢者生活福祉センター	35	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682-3 TEL025-765-4876 FAX025-765-3703
	デイサービスセンターかりん	25	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 329-1 TEL025-765-5315 FAX025-765-3333

●福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

利用者の日常生活の自立を図るとともに、介護者の負担の軽減を図るための福祉用具をレンタルできます。

①要介護2～5の人

対象用具

- ・車いすとその付属品 ・特殊寝台とその付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器
- ・手すり(工事を伴わないもの) ・スロープ(工事を伴わないもの) ・歩行器
- ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ・自動排泄処理装置

②要支援1・2、要介護1の人

対象用具

- ・手すり(工事を伴わないもの) ・スロープ(工事を伴わないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ

サービス料金は、実際に貸与に要した費用に応じて異なります。

地域	市内指定事業所名	所在地・連絡先
十日町市	(株)アキ・ユニバーサル・デザイン・オフィス福祉用具貸与事業所	〒948-0083 十日町市本町 1 上 414 TEL025-750-7390 FAX025-750-7390
	ライフケアうおぬま	〒948-0072 十日町市西本町1丁目 450-1 TEL025-752-0002 FAX025-757-3435
	福祉用具のふれあい	〒948-0102 十日町市山谷 650 番地 1 TEL025-755-5510 FAX025-755-5799
	越後交通(株)介護事業部十日町営業所	〒948-0048 十日町市下川原町 27 TEL025-761-7196 FAX025-761-7197
	ラミコジャパン株式会社 シルバーサポート十日町店	〒949-8521 十日町市大黒沢 179 TEL025-750-2525 FAX025-750-2521
	スマイル十日町店	〒948-0055 十日町市高山 3 丁目 795 TEL025-755-5750 FAX025-755-5748

●特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

(福祉用具購入費の給付)

入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合に費用が給付されます。

利用の上限は、1年間に10万円で、利用者負担分(1割～3割)を除いた額が給付されま
す。

※申請が必要です。

インターネット等通信販売で福祉用具を購入した場合、介護保険の給付対象とならない場合
があります。購入前に、ケアマネジャーにご相談ください。

対象用具

- ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・簡易浴槽
- ・移動用のリフトのつり具の部分 ・排泄予測支援機器 ・固定用スロープ
- ・歩行器 ・歩行補助つえ
- ・入浴補助用具(入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴台・浴室内すのこ・浴槽内す
のこ・入浴用介助ベルト)

地域	市内指定事業所名	所在地・連絡先
十日町市	(株)アキ・ユニバーサル・デザイン・ オフィス福祉用具貸与事業所	〒948-0083 十日町市本町1上414 TEL025-750-7390 FAX025-750-7390
	ライフケアうおぬま	〒948-0072 十日町市西本町1丁目450-1 TEL025-752-0002 FAX025-757-3435
	福祉用具のふれあい	〒948-0102 十日町市山谷650番地1 TEL025-755-5510 FAX025-755-5799
	越後交通(株)介護事業部十日町営業所	〒948-0048 十日町市下川原町27 TEL025-761-7196 FAX025-761-7197
	ラミコジャパン株式会社 シルバーサポート十日町店	〒949-8521 十日町市大黒沢179 TEL025-750-2525 FAX025-750-2521
	スマイル十日町店	〒948-0055 十日町市高山3丁目795 TEL025-755-5750 FAX025-755-5748

●住宅改修費の給付・介護予防住宅改修費の給付

介護のための小規模な住宅の改修費用が給付されます。
利用の上限は20万円で、利用者負担分(1割～3割)を除いた額が給付されます。
工事着工前に申請を行ってください。

※施行前に事前申請が必要です。

事前申請のない住宅改修は、給付対象になりませんので、ご注意ください。施行前にケアマネジャーとご相談ください。

対象

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ・引き戸などへの扉の取替え
- ・洋式便器などへの便器の取替え
- ・その他、上記に付帯して必要となる住宅改修

●居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院の困難な人の自宅を訪問し、療養上の管理や指導を受けられます。

サービス料金(利用者負担額)のめやす

医師による指導 1回につき	515円(月2回に限る)
歯科医師による指導 1回につき	517円(月2回に限る)

●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所する人は、食事、入浴などの介護や機能訓練などを受けられます。

①要介護1～5の人

サービス料金(利用者負担額)のめやす(1日につき)

介護老人福祉施設 (併設型・多床室)	要介護1	603円	介護老人保健施設 (多床室)	要介護1	830円
	要介護2	672円		要介護2	880円
	要介護3	745円		要介護3	944円
	要介護4	815円		要介護4	997円
	要介護5	884円		要介護5	1,052円

②要支援1・2の人

サービス料金(利用者負担額)のめやす(1日につき)

介護老人福祉施設 (併設型・多床室)	要支援1	451円	介護老人保健施設 (多床室)	要支援1	613円
	要支援2	561円		要支援2	774円

区分	事業所名	定員	地域	所在地・連絡先
生活介護	特別養護老人ホーム 三好園	36	十日町	〒949-8603 十日町市下条3丁目 485-1 TEL025-756-2106 FAX025-756-2107
	特別養護老人ホーム 三好園しんざ	20		〒948-0003 十日町市新座甲 609-2 TEL025-752-7670 FAX025-752-7672
	特別養護老人ホーム なの花	—		〒949-8617 十日町市中条己 2958-1 TEL025-755-5811 FAX025-752-2011
	特別養護老人ホーム まほろばの里川治	20		〒948-0036 十日町市川治 4525 TEL025-761-7333 FAX025-752-7811
	養護老人ホーム 妻有荘	4		〒949-8525 十日町市新宮乙 195-3 TEL025-758-2050 FAX025-758-2861
	特別養護老人ホーム よしだ	9		〒948-0106 十日町市南鏡坂 446-1 TEL025-761-7182 FAX025-757-8660

区分	事業所名	定員	地域	所在地・連絡先
生活介護	特別養護老人ホーム あかね園	18	川西	〒948-0136 十日町市高原田 278-1 TEL025-768-4565 FAX025-768-4865
	特別養護老人ホーム 七川荘	10	中里	〒949-8401 十日町市上山己 2739 TEL025-763-2669 FAX025-763-3180
	短期入所事業所 七川荘やすらぎ	10		〒949-8407 十日町市田中戊 619-3 TEL025-763-2669 FAX025-763-3180
	特別養護老人ホーム ほくほくの里	—	松代	〒942-1527 十日町市太平 664-4 TEL025-597-2020 FAX025-597-2041
	特別養護老人ホーム 不老閣	10	松之山	〒942-1406 十日町市松之山 1028-8 TEL025-596-3366 FAX025-596-3234
	特別養護老人ホーム 恵福園	18	津南町	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682-3 TEL025-765-3700 FAX025-765-3703
	かりん短期入所生活介護	10		〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 329-1 TEL025-765-3600 FAX025-765-3333
	特別養護老人ホーム みさと苑	—		〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 317-1 TEL025-765-3400 FAX025-765-2521

※定員が「-」と表示されている事業所は、本体施設の空室を利用してサービスを提供する「空床利用型」短期入所生活介護（ショートステイ）です。

●特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームなどの特定施設に入居する人は、日常生活上の支援や介護を受けられます。

①要介護1～5の人

サービス料金(利用者負担額)のめやす(1日につき)

要介護1	542円	要介護4	744円
要介護2	609円	要介護5	813円
要介護3	679円		

②要支援1・2の人

サービス料金(利用者負担額)のめやす(1日につき)

要支援1	183円	要支援2	313円
------	------	------	------

地域	施設名	定員	所在地・連絡先
十日町市	ヴィラあかし	49	〒948-0036 十日町市川治 4525 TEL025-757-5200 FAX025-757-5206
津南町	軽費老人ホーム ケアハウスリバーサイドみさと	50	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 355 TEL025-765-5211 FAX025-765-5219

●居宅介護支援・介護予防支援(ケアプラン作成)

介護支援専門員(ケアマネジャー)が、本人や家族の希望を聞きながら利用者の状況に応じた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成します。また、作成した計画に基づいてサービスの手配をします。

作成にあたっての費用は、全額介護保険から給付されるため自己負担はありません。次の居宅介護支援事業所にご相談ください。要支援認定を受けた方は、地域包括支援センターにご相談ください。

①要介護1～5の人

居宅介護支援事業所のケアマネジャーがサービス計画(ケアプラン)を作成します。

地域	事業所名	所在地・連絡先
十日町	ケアプランローレル	〒949-8614 十日町市中条丙 643-1 TEL025-757-2124 FAX025-757-2126
	居宅介護支援事業所 三好園しんざ	〒948-0003 十日町市新座甲 609-2 TEL025-752-7671 FAX025-752-7672
	居宅介護支援センターやまびこ	〒948-0051 十日町市寿町 2 丁目 1-1 TEL025-750-1516 FAX025-755-5120
	ケアセンターまほろばの里川治	〒948-0036 十日町市川治 4525 TEL025-761-7333 FAX025-752-7811
	シルバーサポート十日町店 (ラミコジャパン株式会社)	〒949-8521 十日町市大黒沢 179 TEL025-750-2520 FAX025-750-2521
	老人介護支援センターつまりの里	〒949-8526 十日町市新宮乙 195-3 TEL025-758-2243 FAX025-758-2861
	ケアセンターまちなかや十日町	〒948-0056 十日町市高田町 6 丁目 757-1 ポートインビル 2.5 階 TEL025-755-5877 FAX025-755-5878

地域	事業所名	所在地・連絡先
川 西	居宅介護支援事業所あかね園	〒948-0136 十日町市高原田 278-1 TEL025-761-1006 FAX025-768-4865
	健康倶楽部たちばな居宅介護支援事業所	〒948-0302 十日町市仁田 2311-4 TEL025-768-4877 FAX025-768-4878
中 里	中里在宅介護支援センター	〒949-8401 十日町市上山己 2739 TEL025-763-2226 FAX025-763-3180
松 代	ほのぼの園居宅介護支援事業所	〒942-1526 十日町市松代 3559-6 TEL025-597-2390 FAX025-595-6017
松 之 山	十日町市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	〒942-1406 十日町市松之山 1596-1 TEL025-596-3705 FAX025-596-3735
津 南	津南町在宅介護支援センター	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682-3 TEL025-765-4858 FAX025-765-3703

②要支援1～2の人

地域包括支援センターが介護予防プランを作成します。

事業所名	所在地・連絡先	担当地区
十日町北地域包括支援センター	〒949-8603 十日町市下条3丁目485-1(三好園内) TEL025-761-7406 FAX025-756-2107	下条 中条 川西
十日町東地域包括支援センター	〒948-0003 十日町市新座甲609-2(三好園しんざ内) TEL025-755-5113 FAX025-752-7672	十日町 新座 大井田
十日町中地域包括支援センター	〒948-0051 十日町市寿町2丁目1-1(やまびこ内) TEL025-755-5115 FAX025-755-5120	川治 六箇 吉田
十日町南地域包括支援センター	〒949-8525 十日町市新宮乙195-3(妻有荘内) TEL025-758-2324 FAX025-758-2861	水沢 中里
十日町西地域包括支援センター	〒942-1526 十日町市松代3983-1 (松代ゆうあいセンター内) TEL025-597-3805 FAX025-597-3818	松代 松之山

Ⅱ 介護保険施設に入所するサービス

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

日常生活において常に介護が必要で、自宅で生活することが難しい人は、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活の支援や、機能訓練、健康管理を受けられます。

原則として、要介護3～5の人が対象です。(要介護1・2の人は、やむを得ない事情により居室において日常生活を営むことが困難である場合に限り、特例的に入所が認められます。)

サービス料金(利用者負担額)のめやす(多床室 1日につき)

要介護1	589円	要介護4	802円
要介護2	659円	要介護5	871円
要介護3	732円		

地域	施設名	定員	所在地・連絡先
十日町	特別養護老人ホーム三好園	100	〒949-8603 十日町市下条3丁目485-1 TEL025-756-2106 FAX025-756-2107
	特別養護老人ホーム三好園しんざ	50	〒948-0003 十日町市新座甲609-2 TEL025-752-7670 FAX025-752-7672
	特別養護老人ホームなの花	100	〒949-8617 十日町市中条己2958-1 TEL025-755-5811 FAX025-752-2011
	特別養護老人ホームまほろばの里川治	70	〒948-0036 十日町市川治4525 TEL025-761-7333 FAX025-752-7811
川西	特別養護老人ホームあかね園	44	〒948-0136 十日町市高原田278-1 TEL025-768-4565 FAX025-768-4865
中里	特別養護老人ホーム七川荘	50	〒949-8401 十日町市上山己2739 TEL025-763-2669 FAX025-763-3180
	特別養護老人ホーム桜湯の里	48	〒949-8407 十日町市田中口475-1 TEL025-763-2555 FAX025-763-2550
	特別養護老人ホーム桜湯の里2号館レインボー	85	〒949-8407 十日町市田中庚42 TEL025-763-2811 FAX025-763-4355

地域	施設名	定員	所在地・連絡先
松代	特別養護老人ホーム ほくほくの里	70	〒942-1527 十日町市太平 664-4 TEL025-597-2020 FAX025-597-2041
松之山	特別養護老人ホーム不老閣	50	〒942-1406 十日町市松之山 1028-8 TEL025-596-3366 FAX025-596-3234
津南町	特別養護老人ホーム恵福園	87	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682-3 TEL025-765-3700 FAX025-765-3703
	特別養護老人ホームみさと苑	100	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 317-1 TEL025-765-3400 FAX025-765-2521

Ⅲ 地域密着型サービス

住みなれた地域で生活を継続するための、地域の特性に応じたサービスです。
原則として、その事業所等がある市町村の被保険者のみが利用できます。

●地域密着型通所介護

定員が 18 人以下の小規模な通所介護施設で、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話や機能訓練等を受けられます。

サービス料金（利用者負担額のめやす）

要介護1	416円	要介護4	600円
要介護2	478円	要介護5	663円
要介護3	540円		

地域	施設名	定員	所在地・連絡先
十日町	壮快空間たんぽぽ	10	〒949-8522 十日町市伊達甲 272 TEL025-761-7073 FAX025-761-7073

●認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の人が共同生活をする施設で、入浴・排泄・食事などの日常生活の介護や支援、機能訓練を受けられます。

※要支援1の方は利用できません。

①要介護1～5の人

サービス料金(利用者負担額)のめやす(1日につき)

要介護1	765円	要介護4	841円
要介護2	801円	要介護5	859円
要介護3	824円		

②要支援2の人

サービス料金(利用者負担額)のめやす(1日につき)

要支援2	761円
------	------

地域	施設名	定員	所在地・連絡先
十日町	グループホームゆきんこ	18	〒948-0006 十日町市四日町 1332 TEL025-752-7295 FAX025-752-7296
	グループホームよしだ	18	〒948-0106 十日町市南鏡坂 446-1 TEL025-761-7182 FAX025-757-8660
川西	グループホームみかん	18	〒948-0302 十日町市仁田 2311-4 TEL025-768-4877 FAX025-768-4878
	グループホームうえの	9	〒948-0122 十日町市上野甲 82-1 TEL025-755-5760 FAX025-768-2331

●小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

①要介護1～5の人

サービス料金(利用者負担額)のめやす(1か月につき)

要介護1	10,458円	要介護4	24,677円
要介護2	15,370円	要介護5	27,209円
要介護3	22,359円		

②要支援1・2の人

サービス料金(利用者負担額)のめやす(1か月につき)

要支援1	3,450円	要支援2	6,972円
------	--------	------	--------

地域	施設名	定員	所在地・連絡先
十日町	小規模多機能型居宅介護事業所 三好園四ツ宮	29	〒948-0003 十日町市本町6の1丁目320-9 TEL025-750-5288 FAX025-757-0827
	とこしえりあん	29	〒948-0037 十日町市妻有町西3丁目1番地17 TEL025-755-5512 FAX025-755-5513
	ゆいテラスやまや	29	〒948-0102 十日町市山谷650番地1 TEL025-755-5519 FAX025-755-5799
川西	小規模多機能ホームうえの	25	〒948-0122 十日町市上野甲82-1 TEL025-755-5760 FAX025-768-2331
中里	ケアセンターとこしえかのん	29	〒949-8414 十日町市荒屋木16-1 TEL025-763-3600 FAX025-763-3610

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所する人は、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

原則として、要介護3～5の人が対象です。(要介護1・2の人は、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である場合に限り、特例的に入所が認められます。)

サービス料金(利用者負担額)のめやす ユニット型個室(1日につき)

要介護1	682円	要介護4	901円
要介護2	753円	要介護5	971円
要介護3	828円		

地域	施設名	定員	所在地・連絡先
十日町	特別養護老人ホーム 三好園四ツ宮	20	〒948-0003 十日町市本町6の1丁目320-9 TEL025-750-5288 FAX025-757-0827
	特別養護老人ホーム よしだ	29	〒948-0106 十日町市南鏡坂446-1 TEL025-761-7182 FAX025-757-8660
川西	特別養護老人ホームあかね園	18	〒948-0136 十日町市高原田278-1 TEL025-768-4565 FAX025-768-4865
中里	地域密着型特別養護老人ホーム 七川荘やすらぎ	29	〒949-8407 十日町市田中戊619-3 TEL025-763-2669 FAX025-763-3180
松代	特別養護老人ホーム ほくほくの里	20	〒942-1527 十日町市太平664-4 TEL025-597-2020 FAX025-597-2041

●高額介護サービス費

介護サービスの利用者負担は原則として1割から3割ですが、所得段階に応じて1か月に一定額以上の利用者負担(食費・居住費や日用品などの自己負担分は除く)がある場合に、これを超える分が給付されます。

対象者には市から申請書が届きます。申請書に振込口座等ご記入のうえ、市の窓口または郵送にて申請してください。その後、一定額を超えた負担分は、登録された口座に振り込まれます。

また、施設に入所している人は、施設に受領を委任することもできます。希望される人は、施設にお申し込みください。

所得区分		上限額
生活保護受給者		個人： 15, 000円
本人及び世帯全 員が非課税	合計所得金額+課税年金収入額が 80.9 万円 以下の人、老齢福祉年金受給者	個人： 15, 000円 世帯： 24, 600円
	上記以外の者	世帯： 24, 600円
一般世帯(住民税課税世帯)		世帯： 44, 400円
現役並み 所得者	年収約 1,160 万円以上	世帯：140, 100円
	年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満	世帯： 93, 000円
	年収約 383 万円以上約 770 万円未満	世帯： 44, 400円

●食費・居住費の利用者負担限度額(特定入所者介護サービス費)

低所得の人は、申請により以下に該当していると認定された場合、居住費等、食費は負担限度額までの負担となり、超えた分は「特定入所者介護(予防)サービス費」として介護保険が負担します。

対象は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び短期入所です。

利用者負担段階		居住費等(日額)				食費(日額)	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設	短期 入所
第1 段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80.9万円以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3 段階 ①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80.9万円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3 段階 ②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円
基準費用額		2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円	1,445円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は()の金額となります。

【注意】①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等は給付されません。

- ① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ② 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金等が次の基準を超える場合

②について、預貯金等について利用者負担段階別に要件が定められています。

- 第1段階 : 単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- 第2段階 : 単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- 第3段階①: 単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- 第3段階②: 単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

には、特定入所者介護サービス費等は給付されません。

Ⅳ 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

※この項でいう「事業対象者」とは、基本チェックリスト(国で定めた高齢者の心身の状態を確認するための質問票のこと)の判定に該当する人のことを言います。

●訪問型サービス(ホームヘルプサービス)

①指定相当訪問型サービス(訪問型従前相当サービス)

要支援1・2及び事業対象者

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合は、本人の自立支援に向けた有資格者のホームヘルパーによるサービスが利用できます。

サービス料金(利用者負担額)のめやす

週1回の利用	要支援1・2、事業対象者	1月1, 176円
週2回の利用	要支援1・2、事業対象者	1月2, 349円
週2回を超える利用	要支援2、事業対象者のみ	1月3, 727円

※ 身体介護・生活支援の区分はありません。

※ 乗降介助は利用できません。

※ 事業対象者の方については、利用回数がケアプランにより決定されます。

地域	事業所名	所在地・連絡先
十日町	ヘルパーセンターコロネットとおかまち	〒948-0064 十日町市高田町2丁目279-21 TEL025-755-8330 FAX025-750-5870
	十日町市社会福祉協議会 十日町訪問介護事業所	〒948-0082 十日町市本町2丁目226-1 TEL025-750-5012 FAX025-752-7020
	老人デイサービスセンターやまびこ	〒948-0051 十日町市寿町1丁目1-12 TEL025-750-1517 FAX025-750-1600
	ヘルパーステーションなえば	〒948-0006 十日町市四日町1332番地 TEL025-752-7295 FAX025-752-7296
	ソラコ	〒949-0000 十日町市新座甲620番地5号2階 TEL025-755-8071 FAX025-755-8072

地域	事業所名	所在地・連絡先
川西	ヘルパーステーション十日町	〒948-0143 十日町市山野田 370-1 TEL025-755-5971 FAX025-755-5972
松代	ほのぼの園ヘルパーステーション	〒942-1526 十日町市松代 3559-6 TEL025-597-2390 FAX025-595-6017
松之山	十日町市社会福祉協議会 松之山訪問介護事業所	〒942-1406 十日町市松之山 1596-1 TEL025-596-3705 FAX025-596-3735

②緩和型訪問サービス(訪問型サービス・活動A)

要支援1・2、事業対象者及び継続利用要介護者(要介護認定を受ける前からサービスを利用していた人)

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合に、市の指定する研修修了者を含めた者により提供される本人の自立支援に向けた生活支援サービス(身体介助を伴わない家事型サービス)が利用できます。

サービス料金(利用者負担額)のめやす

週1回の利用	要支援1・2、事業対象者、継続利用要介護者	1月1,150円
週2回の利用	要支援1・2、事業対象者、継続利用要介護者	1月2,070円
週2回を超える利用	要支援2、事業対象者、継続利用要介護者	1月2,982円

※ 身体介助・乗降介助は行いません。

※ 事業対象者の方は、利用回数がケアプランにより決定されます。

◎訪問型サービス・活動A実施事業所

地域	事業所名	所在地・連絡先
松代	ほのぼの園ヘルパーステーション	〒942-1526 十日町市松代 3559-6 TEL025-597-2390 FAX025-595-6017

③住民主体による生活支援(訪問型サービス・活動 B)

要支援1・2、事業対象者及び継続利用要介護者(要介護認定を受ける前からサービスを利用していた人)

住民主体の団体が掃除や洗濯、調理などの日常生活に対する援助を行うサービスです。

サービス料金(利用者負担額)

要支援1・2、事業対象者 継続利用要介護者(認定以前からサービスを利用していた人)	1回200円
--	--------

※詳しくは、各地域包括支援センターへお問い合わせください。

④専門職による短期集中予防支援(訪問型サービス・活動 C)

要支援1・2、事業対象者

専門職が自宅に訪問し、生活機能の向上に向けて、3か月間集中的に支援するサービスです。

【生活機能向上に向けた支援サービス】

運動機能の向上	理学療法士、作業療法士による生活動作(入浴や排泄などの基本動作、掃除や調理などの家事動作等)の改善に向けた指導
低栄養改善	管理栄養士による低栄養の改善に向けた食事や調理の工夫などの助言や指導
口腔機能向上	歯科衛生士によるお口の機能の評価、口腔清掃、お口の体操などを指導

※詳しくは、各地域包括支援センターへお問い合わせください。

⑤住民主体による移動支援(訪問型サービス・活動 D)

要支援1・2、事業対象者及び継続利用要介護者(要介護認定を受ける前からサービスを利用していた人)

住民主体の団体が通院や買い物等への付き添い、通所型サービスや一般介護予防(介護予防教室、通いの場)等までの送迎を行うサービスです。

サービス料金(利用者負担額)

通院や買い物等をする場合における 移送前後の付き添い・見守り	片道 250 円
通所型サービスや一般介護予防(介護予防教室や通いの場等)までの送迎	無料

※上記サービス料金の他、ガソリン代等実費相当額(20円/km)がかかります。

※詳しくは、各地域包括支援センターへお問い合わせください。

●通所型サービス

①指定相当通所型サービス(通所型従前相当サービス)

要支援1・2、事業対象者

通所介護施設で食事などの基本的サービスや、生活行為向上のための自立支援を行うほか、その人の目標に合わせたサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、創作活動等による機能訓練など)を受けられます。

サービス料金(利用者負担額)のめやす

※送迎、入浴を含む

要支援1・事業対象者	1月1, 798円	要支援2・事業対象者	1月3, 621円
------------	-----------	------------	-----------

※ 事業対象者の方は、利用回数がケアプランにより決定されます。

地域	事業所名	定員	所在地・連絡先
十日町	デイサービスセンター三好園	★30	〒949-8603 十日町市下条4丁目 183-2 TEL025-755-7021 FAX025-755-7022
	デイサービスセンター三好園しんざ	★30	〒948-0003 十日町市新座甲 609-2 TEL025-752-7670 FAX025-752-7672
	デイサービスセンターよしだ	★30	〒948-0106 十日町市南鑑坂 446-1 TEL025-761-7182 FAX025-757-8660
	老人デイサービスセンターやまびこ	10	〒948-0051 十日町市寿町 2 丁目 1-1 TEL025-755-5322 FAX025-755-5120
	健康倶楽部十日町 老人デイサービスセンター	★35	〒948-0006 十日町市四日町 1332 TEL025-752-7295 FAX025-752-7296
	デイサービスセンター まほろばの里川治	★30	〒948-0036 十日町市川治 4525 TEL025-761-7333 FAX025-752-7811
	老人デイサービスセンター つまりの里	★30	〒949-8525 十日町市新宮乙 195-3 TEL025-758-2050 FAX025-758-2861
	まちトレ十日町	★35	〒948-0067 十日町市千歳町 3-5-9 TEL025-750-5850 FAX025-750-5851
	デイサービスセンター アップルつまり	★27	〒948-0082 十日町市本町 2 丁目 4-1 TEL025-755-5087 FAX025-755-5127
	デイサービス きたえる一む十日町	★25	〒949-8614 十日町市中条丙 982-3 TEL025-755-5351 FAX025-755-5352
	壮快空間たんぽぽ	★10	〒949-8522 十日町市伊達甲 272 TEL025-761-7073 FAX025-761-7073

川西	デイサービスセンター ファミール川西	★38	〒948-0136 十日町市高原田 278-1 TEL025-768-3765 FAX025-768-4865
	健康倶楽部たちばな 老人デイサービスセンター (※R8年6月30日まで休止)	★25	〒948-0302 十日町市仁田 2311-4 TEL025-768-4877 FAX025-768-4878
中里	デイサービスセンターしちかわ	★35	〒949-8407 十日町市田中戊 619-3 TEL025-763-4523 FAX025-763-4520
松代	デイサービスセンター ほのぼの園	★45	〒942-1526 十日町市松代 3559-6 TEL025-597-2390 FAX025-595-6017
松之山	不老閣デイサービスセンター	★30	〒942-1406 十日町市松之山 1028-8 TEL025-596-3366 FAX025-596-3234
津南町	デイサービスセンターかりん	★25	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 329-1 TEL025-765-5315 FAX025-765-3333

※事業所所在地と事業実施場所が異なる場合があります。

※定員に★がついている事業所は通所介護の定員内で実施しています。

②緩和型通所サービス(通所型サービス・活動A)

要支援1・2、事業対象者及び継続利用要介護者(要介護認定を受ける前からサービスを利用していた人)

施設等で、運動やレクリエーションなどによる運動機能維持・改善を目的とした短時間(1時間半～3時間半)のミニデイサービスを受けられます。

(実施時間・送迎等は、事業所により異なります。入浴・食事は、原則ありません。)

サービス料金(利用者負担額)のめやす

要支援1・事業対象者	1月1,745円	要支援2・事業対象者・ 継続利用要介護者	1月3,222円
------------	----------	-------------------------	----------

※ 事業対象者の方については、利用回数がケアプランにより決定されます。

地域	事業所名	定員	所在地・連絡先
十日町	デイサービスセンター 三好園しんざ	10	〒948-0003 十日町市新座甲 609-2 TEL025-752-7670 FAX025-752-7672
	老人デイサービスセンター やまびこ	15	〒948-0051 十日町市寿町 2丁目 1-1 TEL025-755-5322 FAX025-755-5120
	デイサービスセンター アップルつまり	27	〒948-0082 十日町市本町 2丁目 4-1 TEL025-755-5087 FAX025-755-5127
	ケアホームげじょう	10	〒949-8603 十日町市下条 4丁目 183番地 2 TEL025-755-5271 FAX025-755-5272

介護で仕事を辞める前にご相談ください！ こんなこと、ありませんか

- 父親が倒れた。介護をしなければならないので仕事はやめるしかないのか…。
- 病院の付き添いで、半日仕事を休みたい。
- 介護のために年休を使い切ってしまった。何か利用できる制度があれば…。
- 会社に介護休業の申出をしたら、うちには制度がないので、退職するよう言われた。

仕事と介護の両立のための制度について、まずはお気軽にご相談ください。プライバシーを順守の上で対応いただけます。

新潟県労働力雇用環境・均等部(室)

TEL 025-288-3511

介護休業制度等の概要

仕事を辞めることなく、働きながら要介護状態(※1)の家族(※2)の介護等をするために、以下の育児・介護休業法に基づく制度が利用できます。勤務先に制度がない場合でも、法に基づいて制度が利用可能です(ただし、所定労働時間短縮等の措置を除く)。

※1 介護保険制度の要介護区分が要介護2以上である場合のほか、介護保険制度の要介護認定を受けていない場合であっても2週間以上の期間にわたり介護が必要な状態のときには対象となります。

※2 配偶者(事実婚含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫

制度	概要
介護休業	要介護状態にある対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割して休業を取得することができます(有期契約労働者も要件を満たせば取得可能です)
介護休暇	通院の付き添い、介護サービスに必要な手続きなどを行うために、年5日(対象家族が2人以上の場合は年10日)まで1日又は半日単位で介護休暇を取得することができます
所定外労働の制限(残業免除)	介護が終了するまで、残業の免除を受けることができます
時間外労働の制限	介護が終了するまで、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働について免除を受けることができます
深夜業の制限	介護が終了するまで、午後10時から午前5時までの深夜業の免除を受けることができます
所定労働時間短縮等の措置	事業主は、利用開始の日から3年以上の期間で、2回以上利用可能な次のいずれかの措置を講じる必要があります。 ・短時間勤務制度 ・フレックスタイム制度 ・時差出勤の制度 ・介護費用の助成措置 ※労働者は、措置された制度を利用することが可能です。
不利益取扱いの禁止	介護休業などの制度の申出や取得を理由とする解雇など不利益な取扱いが禁止されています。
ハラスメント防止措置	上司・同僚からの介護休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じることが事業主に義務付けられています。

介護休業中の経済的支援

雇用保険の被保険者が、要介護状態にある家族を介護するために介護休業を取得した場合、一定要件を満たせば、介護休業期間中に休業開始時賃金月額67%の介護休業給付金が支給されます。詳細は、最寄りのハローワークにお尋ねください。

ハローワーク十日町	TEL 025-757-2407
-----------	------------------